

物価高騰の影響を受けている市民やその他事業者等の負担軽減のため、水道料金（令和7年4月1日改定後）の基本料金を一部減免いたします。なお、本減免については給水契約者からの申請は不要です。

① 減免対象

うるま市と給水契約を結んでいる水道使用者。（臨時用、船舶用、親メーターを除く）

② 減免期間

令和7年5月分～令和8年4月分

※5月分というのは、「5月に使用水量を検針し、その検針した水量に基づき6月に請求を行うもの」となります。

※今回の減免は「水道基本料金」のみが対象で、基本料金を超過した使用水量分や下水道使用料は「対象外」となります。

1カ月分の基本料金（基本料金から125円減免）

	家庭用	営業用	官公署用	基地用
基本料金 (税抜)	1,074円	1,720円	1,945円	2,002円
	↓	↓	↓	↓
減免後：基本料金 (税抜)	949円	1,595円	1,820円	1,877円

令和7年5月以降、検針時の検針票に記載される金額が、減免後の水道料金請求額となります。

③ アパート・マンション等協同住宅の管理者様へお願い

うるま市メーター1つで複数世帯に給水を行っている共同住宅等につきましても、入所者へ水道料金を請求する際に減免分を考慮していただきますようご協力をお願いいたします。